

## 会計業界の崩壊！

昨年4月から信用保証協会の保証制度が強化されました。

中小企業会計基準を活用した場合、保証料を割り引く制度があります。この場合のチェックリストに会計事務所による偽りが発覚した場合、信用保証協会は、中小企業庁、全国税理士会連合会、日本公認会計士協会、全国信用保証協会連合会、各信用保証協会にこの情報を提供します。税理士名、公認会計士名、会計事務所名、監査法人名、税理士、公認会計士番号をブラックリストに載せるというのです。この情報は、信用保証協会と共同で融資を行う金融機関までその情報が出回る恐れがあります。

広島のある税理士A氏(金融機関出身)の発言、「税理士辞めようかな・・・」。

長崎の税理士B氏、広島の税理士C氏の発言、「これで会計事務所の90%が減びるかもしれない！」。福岡の税理士D氏「怖い！」。

今、会計業界始まって以来のリスクが会計業界を襲っています。それに対応するために、顧問先の経営者と話し合い、既に中小企業会計基準への移行を始めた会計事務所がいる一方、まだ、そこまでの危機を感じていない会計事務所もあり、その対応が注目されます。

では、顧問先企業にとっての影響はどうなるのでしょうか？少なくともブラックリストに載った会計事務所に顧問を依頼している企業の融資基準が良くなることはあり得ないでしょう。融資条件の変更、最悪、融資を打ち切られる可能性はゼロとはいえません。

福岡の税理士D氏は、「粉飾決算をしていた企業の社長と一緒に、金融機関に謝りに行った」とのこと。今、会計基準の変更が大きなリスクになっています。社会福祉法人会計基準、これは情報公開法に基づいたリスクの情報公開会計。中小企業会計基準、これもリスク情報開示

の会計です。2006年5月1日に施行された会社法の取締役の責任は、「損失の危険の管理に関する規定と体制」、つまり、経営がリスクマネジメントに変わったことを裏付ける会計基準となったといえます。経営管理のリスクマネジメント化が強化される今、企業はどのような行動をとらなければならないのか？会社法には、リスクマネジメント規定書、そしてリスクマネジメントを管理する組織を作りなさいと記されています。

また、コンプライアンス、情報の保存をしながらも記載されています。つまり、コンプライアンスと情報管理をリスクマネジメントで管理しなければならなくなったのです。

上場企業の決算書のように、リスク公開、開示レポート、リスクマネジメント規定書といった、新会計基準に沿った決算書がこれから求められてくるのです。しかし、これに対応できる会計事務所があまりにも少ないのです。そこで、私たちはこの会計ができるように、会計事務所や企業のサポートを始めました。会計の全体像を企画しプロデュースするサービスです。

会計には2種類あります。1つは、税金を計算する税務会計である過去会計。もう1つは、今回の会計である財務会計。財務を壊すのはリスク、リスクは未来にしかない、つまり未来予測会計です。税務会計を主にしてきた会計事務所は、未来会計、リスク管理会計についてはほとんど実行をしたことがありません。

東京の公認会計士E氏、「山手線は新幹線レールを走れない。山手線はローカルルール。新幹線は国際ルール！」。ローカルルールの会計事務所は国際ルールでは存在できないとの例えです。企業は、国際ルールのできる会計事務所を早く探すべきでしょう。

# 時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

## 日銀異次元緩和に賛否 ソロス氏「円安雪崩の恐れ」 FRB副議長「最善の策」

米著名投資家ジョージ・ソロス氏は、日銀が決めた新たな金融緩和策に関し、「大変驚く内容で、非常に大胆なものだ」と評した。また、この金融緩和策がもたらす円安について、「日本の人々が円安が続きそうだと考えて海外に資金を移せば、円は雪崩のように下落する恐れがある」と述べ、日本からの資金流出に懸念を示し、「日本が行っていることは極めて危険だ」と警告した。

一方、米連邦準備理事会(FRB)のジャネット・イエレン副議長は日銀の新たな緩和策を「日本にとって最善の策」と指摘。「うまくいけば世界経済を刺激し、米国にも恩恵をもたらす」との考えを示した。

## ガス産出量 カナダの9倍 愛知・三重沖 メタンハイドレート

石油天然ガス・金属鉱物資源機構の発表によると、愛知・三重県沖の海底のメタンハイドレートから産出したガスは6日間で12万立法メートル(速報値)で、これは2008年のカナダの陸上で生産実験をしたときの約9倍にあたる産出量だった。「燃える氷」と呼ばれるメタンハイドレートを分解して海底からガスを取り出したのは世界で初めて。

## 中小も安全管理規定 高速・貸し切りバス事故防止策

昨年4月に群馬県の関越自動車道で起きた高速ツアーバス事故を受けて国土交通省は2日、高速・貸し切りバス事故の再発防止策を公表した。大手企業にのみ適用していた安全管理規定の策定、届け出を中小事業者にも義務付けることや、悪質な法令違反事業者への監査強化などが柱。

バス事業のあり方では旅行会社が企画して貸し切りバス事業者が運行を引き受ける「高速ツアーバス」を7月末までに廃止して、路線バス会社の「新高速乗り合いバス」に一本化。中小事業者に対しても安全確保に向けた取り組みを盛り込んだ「運輸安全マネジメント」の策定と提出を義務付ける。

過労運転防止では、交代運転手の配置基準などを盛り込んだ。原則として運転手1人が1日当たり運転できる距離を昼間は500キロ、午前2時から4時にかかる夜間運行では400キロと規定。運転時間が9時間を超える場合も交代運転手を配置する必要がある。

監査では名義貸しや運転手に対する点呼義務違反など重要な法令違反が疑われる事業者をリスト化して監査を優先的に実施。重要な法令違反を確認した場合は即時事業停止処分にする。

## 精神障害者 雇用拡大に期待 18年度から義務化

厚生労働省は、2018年度から精神障害者の雇用を義務化する方針を決めた。企業で働く障害者は昨年6月時点で過去最多の約38万2千人。このうち精神障害者は約1万6千人にとどまるが、近年採用が増えている。現行の障害者雇用促進法は企業や自治体に一定割合以上の身体・知的障害者の雇用を義務付けているが、今回の同法改正案では、義務化対象に新たに精神障害者も加える。ただ、同法が定めた法定雇用率1.8%を下回る企業は、昨年6月時点で中小を中心に53%となっている。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

### <発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

### <製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL: <http://www.almac.co.jp>

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。